

新庁舎整備における事業者選定について

新庁舎整備基本設計に基づく実施設計及び施工に関する事業者選定について、以下のとおり実施する。

1. 実施設計・施工一括による発注について

発注方式は、民間事業者の持つ独自の技術の活用によるコスト縮減や工期の短縮が期待できる実施設計・施工一括発注方式（以下、「一括発注方式」という。）とする。

2. 事業者の選定方式について

事業者の選定にあたっては、価格評価のほか、コスト縮減や工期短縮が期待できる選定方式とする必要がある。

このため、事業者から優れた技術提案を求めることができる「企画提案公募型事業者選定（プロポーザル）方式」を採用する。

3. 業者選定委員会の設置について

事業者選定にあたっては、参加資格要件、評価基準等の作成、企画提案書の審査及びヒアリングを実施する業者選定委員会を設置する。

4. 業者選定委員会の構成について

業者選定委員会の構成は、中野区及び東京都（東京都第三建設事務所合築のため）のほか、学識経験者を含むものとする。

5. 選定スケジュールについて

選定期間は、公告から概ね5か月程度を予定する。

4月 業者選定委員会設置、募集要領の作成

6月 公告

事業者参加表明

質疑受付、回答

7月 参加資格結果通知

技術提案の検討、ヒアリング

10月 企画提案書審査、ヒアリング

評価点集計・優先交渉権者の決定